

国立公園、国定公園及び 北海道立自然公園について

10 除外区域に設定する「国立・国定・北海道立自然公園」について

No.	【 国立・国定公園 】		建築物その他の工作物の設置		
	区域名	自然公園法	施行規則 (許可基準)	備考	
①	特別保護地区	許可制	× 設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制	
②	第一種特別地域				
③	第二種特別地域		○ 基準判定		許可取得で設置可能
④	第三種特別地域				
⑤	海域公園地区	× 設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制		
⑥	普通地域	届出制	○ 要件合致時届出	要件未满是届出不要	

No.	[道立自然公園]		建築物その他の工作物の設置		
	区域名	公園条例	施行規則 (許可基準)	備考	
⑦	第一種特別地域	許可制	× 設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制	
⑧	第二種特別地域		○ 基準判定	許可取得で設置可能	
⑨	第三種特別地域				
⑩	普通地域	届出制	○ 要件合致時届出		要件未满是届出不要



出典：【国立公園】 1. 原初：環境省自然環境局生物多様性センター[自然環境調査Web-GIS]における国立公園の区域等のページから、ダウンロードにより取得したシェープファイルをもとに加工。注：原典GISデータの更新年月日2018（平成28年10月16日）。／ 2. 環境省自然環境局国立公園課提供の公園計画書（変更計画書）及び公園計画図、一部GISデータ（平成29年3月1日から令和4年3月31日までの期間に告示のもの）をもとに、原初データを加工し、更新しています。（EADAS）

出典：【国定公園】 1. 原初：国土交通省「国土数値情報（自然公園区域）平成22年度」をもとに加工。／ 2. 更新：令和4年3月31日告示までの公園区域及び保護規制計画の変更または修正情報が得られた国定公園については、環境省自然環境局国立公園課及び都道府県の所管部署提供の公園計画書及び公園計画図（一部GISデータ）等をもとに、原初データを加工し、更新しています。／ 3. 新規：令和4年3月31日告示までの新規指定された国定公園の場合は、環境省自然環境局国立公園課提供の公園計画書及び公園計画図（一部GISデータ）をもとにGISデータを作成または加工し、既存のデータに集約しています。

出典：【道立自然公園】 1. 都道府県の自然公園所管部署から提供を受けた都道府県立自然公園の公園区域及び公園計画図、指定書及び公園計画書、またはGISデータ。令和4年5月17日告示までの最新版を使用。／ 2. 栃木県、奈良県：国土交通省「国土数値情報（自然公園区域）平成22年度」をもとに加工。なお、この原典に使用された公園計画図の使用許諾を都道府県から得て地種区分の表示名を原典の表示に一致させて更新。（EADAS）

国立公園、国定公園及び北海道立自然公園については、特別地域だけではなく**全域を除外区域とすべき。**

理由：2022年9月に提出した意見の通り法律・条例に照らして自然公園区域と促進区域とを重複させることは適切でない。

また、北海道の国立公園の普通地域における植生自然度別の面積について、自然環境保全基礎調査の結果を元にGISを用いて算出したところ暫定値であるが以下の結果を得た。

このことから、北海道の国立公園では普通地域においても特別地域と同様に植生自然度が高い場所（植生自然度8・9・10）が多いことが明らかであり、環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域と言える。

以上のことから、自然公園区域はその全域を除外区域とすべきである。
なお、国定公園、道立自然公園についてはまだ算出ができていない。

北海道内の国立公園の地種区分別・植生自然度別面積割合（暫定値）

地種区分	植生自然度 (% of total)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特別保護地区	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.3%	73.6%	24.1%
第1種特別地域	0.1%	0.2%	0.0%	0.5%	3.5%	1.4%	0.1%	1.9%	83.6%	8.7%
第2種特別地域	0.6%	1.6%	0.0%	2.0%	1.7%	5.3%	1.1%	2.2%	78.1%	7.3%
第3種特別地域	0.1%	1.4%	0.1%	5.5%	2.5%	7.3%	0.3%	1.2%	79.6%	2.0%
普通地域	0.6%	5.6%	0.1%	2.6%	0.8%	21.9%	1.0%	2.5%	62.6%	2.2%

植生自然度図（縮尺 1 / 5万）

- 10, 自然草原
- 09, 自然林
- 08, 二次林（自然林に近いもの）
- 07, 二次林
- 06, 植林地
- 05, 二次草原（背の高い草原）
- 04, 二次草原（背の低い草原）
- 03, 農耕地（樹園地）
- 02, 農耕地（水田・畑）
- 01, 市街地
- 00, 不明区分

- ・ 二次林とは、その土地に本来あった森林が、台風や噴火などの自然災害や伐採などによって失われ、その後自然に再生した森林
- ・ 二次草原とは、火入れや放牧など人が関係することで維持される草原

【 検討が必要と思われる影響 】

市町村行政区域の全域が**①除外区域**になり、地域脱炭素化促進事業制度を活用できない市町村が発生する。

②考慮対象事項に設定されている区域は、市町村の協議会などで促進区域に設定するかしないかを協議することになるが、市町村や住民などが協議して合意形成を図る機会を喪失することになる。

①除外区域に設定しても再エネ事業を規制することはできないため、現状と変わらず**事業者主導で事業実施場所が選定され、事業が実施されること**になり得る。

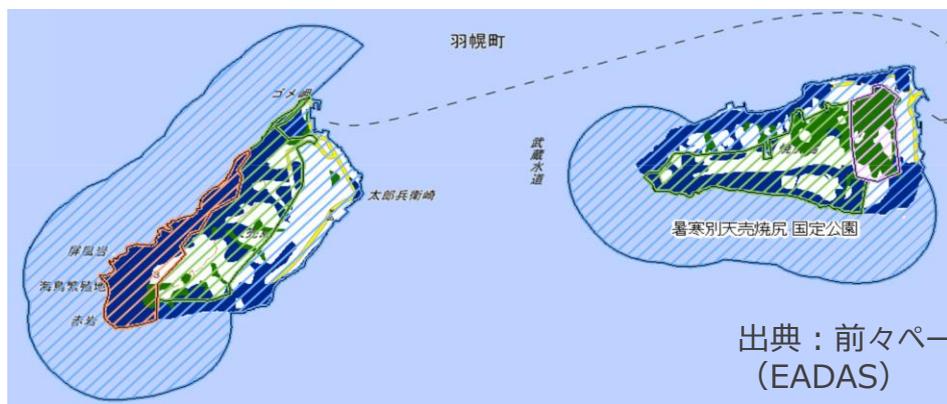
先の表では道内の国立公園の普通地域も植生自然度が高い（植生自然度9・10で65%）ため全域を除外区域にすべきとのことだが、次いで高いのが植生自然度6（常緑針葉樹等の植林地）の21.9%、その次が植生自然度2（畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地）5.6%であることから、65%をもって自然度が高い、**全ての範囲を除外として良いものか割合の基準・根拠を明確に説明できるようにする必要がある。**

植生自然度の調査結果は、第5回調査（平成6～10年度）の1/5万が最新であり、第6回（平成11～16年度）・第7回調査（平成17年度～）は**現在も調査中のため、最新情報が平成11年（24年前）**となる。

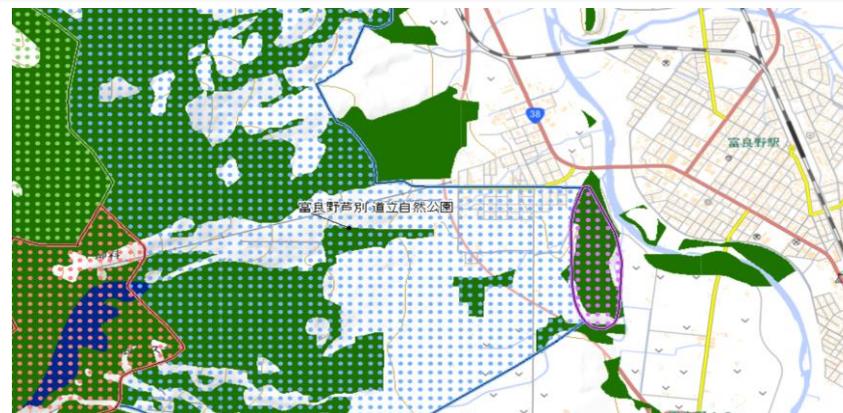
【 取りまとめ案 】

環境影響評価で考慮している植生自然度9及び10の国立公園、国定公園、道立自然公園の普通地域は、除外区域に設定してはどうか。

（除外区域）国立公園・国定公園・道立自然公園の「特別地域」及び「普通地域で植生自然度9・10の地域」自然公園の普通地域内の扱いをこのように分けることについて、ご審議をお願いいたします。



出典：前々ページと同様 (EADAS)



鳥獣保護区について

13 除外区域に設定する「鳥獣保護区」について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(鳥獣保護法)

国指定鳥獣保護区

(② その他地区)

① 特別保護地区

道指定鳥獣保護区

(④ その他地区)

③ 特別保護地区

No.	区域名	建築物その他の工作物の設置		
		法	行為許可取扱要領	備考
①	特別保護地区	許可制	○ 基準判定	許可取得で設置可能
②	(その他地区)	—	—	(規制なし)
③	特別保護地区	許可制	○ 基準判定	許可取得で設置可能
④	(その他地区)	—	—	(規制なし)



鳥獣保護区の一例

出典：〔国指定〕環境省自然環境局生物多様性センター〔自然環境調査Web- GIS〕の国指定鳥獣保護区区域等のページから、取得したシェープファイル/環境省自然環境局野生生物課提供の平成27年6月1日から令和元年11月1日までに変更、新規指定があった国指定鳥獣保護区の計画書、区域図、新規指定・変更後区域のシェープファイルを使用して、前述のシェープファイルを加工（EADAS）

出典：〔都道府県指定〕都道府県の鳥獣保護区所管部署から提供を受けた「ハンターマップ（令和元年度）」、「鳥獣保護区区域図（令和元年度）」、「鳥獣保護管理事業計画書」（EADAS）

【委員意見】

鳥獣保護区は、特別保護地区だけでなく**全域を除外区域とすべき**。

理由：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条に基づき「鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき」に指定するものであり、促進区域との重複は適切でない。
(吉中委員)

【検討が必要と思われる影響】

室蘭の工業地帯近郊といった人が居住し、開発されている区域や、島の全域若しくは島・行政区域の大半が**①除外区域**になる市町村が発生する。

【取りまとめ案】

環境影響評価で考慮している植生自然度9及び10の鳥獣保護区内区域は、除外区域に設定してはいかがか。

(除外区域) 国・道指定の鳥獣保護区内の「特別保護地区」及び「その他地区で植生自然度9・10の地区」
鳥獣保護区内のその他の区域の扱いをこのように分けることについて、ご審議をお願いいたします。



天然記念物について

(国指定) 現状変更等の制限及び環境の保全
(文化財保護法)

・ 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

(文化財保護法第125条第1項)

・ 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

(文化財保護法第128条第1項)

(道指定) 現状変更等の制限及び環境保全
(北海道文化財保護条例)

・ 道指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

(北海道文化財保護条例第35条)

※ 道指定天然記念物に指定されている生き物は、木々、植物、魚で鳥類や哺乳類などの指定はなし
(令和5年(2023年)7月1日現在)

概要

タンチョウ
たんちょう
天然記念物



地域を定めない
北海道
指定年月日:19350827
管理団体名:北海道(昭11・5・13)
史跡名勝天然記念物

概要

オジロワシ
おじろわし
天然記念物



地域を定めない
北海道・新潟県
指定年月日:19700123
管理団体名:
史跡名勝天然記念物

概要

然別湖のオシヨロコマ生息地
しかりべつこのおしよろこませいそくち
天然保護区域 / 北海道



北海道
上士幌町、上士幌町
拓殖バス然別湖バス停前、鹿追町教育委員会 0156-66-3300、上士幌町ひがし大雪博物館 0156-44-2323。
北海道指定天然記念物

出典：文化庁 文化遺産オンライン

【委員意見】

絶滅危惧種や天然記念物に指定されている動植物の生育・生息地を除外区域とすべき。

理由：北海道生物の多様性の保全等に関する条例第4節「生息地等の保護に関する規制」第63条（土地の所有者等の義務）により「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物種の保護に留意しなければならない」。従って、絶滅危惧種に指定されている動植物の生育・生息地を促進区域とするのは適切でない。

また、地域住民等の地域の関係者や有識者などが参加する協議会の場で合意形成を図りながら市町村が促進区域を定める際には、絶滅危惧種や希少種、天然記念物に指定されている種の生育・生息状況を予め十分に調査し、その生育・生息が確認された場合は、その場所・範囲を明確にした上で、促進区域から除外すべきである。

（吉中委員）

【検討が必要と思われる影響】

「促進区域設定の際に十分に調査・検討した上で促進区域から除外する」のは考慮対象区域に設定する目的と同様であり、除外区域に設定する根拠と整合しない。

また、市町村が一律に促進区域から除外する場合、「希少動物の生息域・生息地」の定義（場所・範囲・距離など線引き方法）を定める必要があるため、専門家等による客観的かつ科学的な知見（根拠）の提示が必要。

動植物の生育・生息地は、当該希少動植物の生態並びにその環境に応じて異なるため、一律に設定することで生育・生息地が広すぎる・狭すぎるなどの弊害が生じる可能性がある。

合わせて、レッドリスト掲載種や指定希少野生動植物種は、②考慮対象区域のままで良いか検討が必要になる。

【取りまとめ案】

天然記念物全てを①除外区域に設定することで、促進区域内は営巣地などは考慮されていると誤解され、再エネ事業実施時に営巣地など場所が特定されていない天然記念物に必要な調査がなされないことを回避するために、①除外区域の設定は原案のとおり「天然記念物（区域が定められているものに限る）」にしてはいかがか。

天然記念物の扱いをこのように分けることについて、ご審議をお願いいたします。